

令和6年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和6年6月20日（木曜日）

○日時 令和6年6月20日 午前10時04分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 令和6年度網走市水道事業会計補正予算
3. 議案第3号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第4号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
5. 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
6. 報告第1号 網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
7. 報告第2号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
8. 請願第11号 2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
9. 請願第12号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願
10. 陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情（6.3.5 継続審査）
11. ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出要請
12. 次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書提出要請
13. 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出要請
14. 日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出要請（6.3.5 継続審査）
15. 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出要請（6.3.5 継続審査）
16. 農作物の作況調査の実施について
17. 行政視察の取りまとめについて

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（1名） 金兵智則

○傍聴議員（6名）

栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
税務課長	稲垣一寿
農林課長	古田孝仁
農林水産部参事	江口優一
観光課長	井上博登
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希
観光商工部参事	田端光雄
都市管理課長	近藤賢

営業経営課長 佐々木 修 司
上水道課長 木 村 篤 史

○事務局職員

事務局長 岩 尾 弘 敏
次 長 石 井 公 晶
総務議事係 山 口 諒

午前10時04分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案5件、報告2件、請願2件、陳情1件、要請5件、うち継続審査2件について審査をいたします。

本日の進行ですが、まず、企画総務部、農林水産部関係分の議案について審査をし、理事者を入替えます。次に観光商工部、建設港湾部、水道部関係分の議案について審査をします。

議案等の審査終了後、理事者を入れ替えて請願、陳情、要請の審査をします。

請願等の審査終了後、作況調査についての協議、そして、行政視察の取りまとめを行います。

それではまず、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、保健衛生総務費、水道事業会計出資金について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料4ページを御覧願います。

令和6年度一般会計補正予算中、保健衛生総務費、水道事業会計出資金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、水道事業会計が行う導水管更新事業に対する出資金を追加するものであり、水道管の耐震化事業に際し、一般会計から公営企業への繰出しに対する財政措置が延長されたことにより、繰出基準に基づき、事業費の一部を出資するものでございます。

なお、発行する出資債の元利償還金につきましては、半分が普通交付税として後年度交付されるものです。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は、水道事業会計出資金として7,370万円で財源の内訳は全額が市債で(2)歳入予算に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 質疑というより進め方でちょっと疑問があるのですが、資料の2号の水道の関係とこれ絡んでいるんですよね、7,370万。そうですね。だから今度、水道事業会計で企業債をやめて出資金で対応しますという提案があるんですが、これ一緒に議論しなくても構わないのでしょうか。片方だけ認めると、片方を認めたことにならないんだろうか。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時09分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案資料51ページを御覧願います。

報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

1. 趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い当該条例の関係部分について、所要の改正を行うものでございます。

2. 内容でございますが、1点目は大規模災害時における職権による市税の減免の規定で災害などによる被害が明らかな場合に申請書の提出を求めず、職権により減免を行うことで、災害減免事務の効率化と罹災者の負担軽減を図るものでございます。

2点目は、個人市民税に係る定額減税の規定でありまして、それぞれ所得割額控除の取扱いについて、普通徴収の取扱いについて、年金特別徴収の取扱いについて、配偶者控除が適用されない扶養配偶

者の取扱いについて規定されるものでございます。

3点目は、固定資産税に係る長期優良住宅の新築特例申告の規定で、分譲マンションなどで区分所有となる長期優良住宅につきましては、マンション管理組合などの管理者からの必要書類の提出があれば、特例措置を適用できるとされたものでございます。

4点目は、地方税法等の改正に伴い関係する市税についての文言等の整理を行うものでございます。

3. 施行期日等につきましては記載のとおりでございます。また、新旧対照表につきましては、次ページ以降に記載しております。

ただいま御説明申し上げた市税条例の改正につきましては、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付をもって専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと難しくて、よくわからない部分があります。

いわゆる1で言う職権による市税の減免に係る規定とか、個人住民税の定額減税に係る規定というところではありますが、多分、大規模災害っていうことがある関係でそういうふうになっているんだと思うんですけども、もうちょっとわかりやすく言うとうなるのかその辺、説明願います。

○稲垣一寿税務課長 ただいまの御質問の職権による減免の関係でございますが、大規模災害における災害が明らかな場合ということで、例えばの例を申しますと、市民税についてであれば、納税義務者が災害により死亡した場合、また、固定資産税につきましては、土地が津波等で流出した場合、また、家屋が倒壊した場合などが想定されると考えております。

今、御説明申し上げたような状態の場合、被災者の方から申請を求めるというのは、大変無理があるということで、そのような事態が起きた場合には、職権により減免を適用することができるという規定になってございます。

○松浦敏司委員 よくわかりました。

もう1点、長期優良住宅の新築特例申告に係る規定ということで、網走にもそういう住宅があるんだ

というふうに思うのですが、この辺についてもちょっと具体的にどのようなものが対象となり、今回の条例改正に関係するのか、その辺もうちょっとわかりやすくお願いします。

○稲垣一寿税務課長 ただいま御質問のありました、長期優良住宅の新築特例の関係でございますが、新築特例というのにつきましては、一般的な住宅のものと、長期優良住宅と大きく分けて2区分ございます。

今回、長期優良住宅の規定に該当するもので、分譲マンション等であれば、区分所有という形になりまして、新築特例の場合の所有者から申告をそれぞれもらわなければいけないということになっていたんですが、今回、長期優良住宅自体の分譲マンションの認定の法律のほうが変わっておりまして、個々の所有者からの申請ではなくて、先ほど申し上げたマンション管理組合等の管理者から申請をもらって、長期優良住宅認定されるということに変わりましたので、それに併せて地方税法のほうの新築特例の申告も管理者からの資料提出があれば、新築特例を適用できるとされたものでございます。

網走市におきましては、分譲マンションは、過去に1棟建っておりますが、その時代にはまだ長期優良住宅という制度がなかったこともあります。現在ですね、建築されている建物につきましても、長期優良住宅で区分所有となるという建物は、今のところ把握はしておりませんので、網走市の税額においては、影響はないものと考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、報告第2号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案資料68ページを御覧願います。

報告第2号、網走市都市計画税条例の一部を改正

する条例制定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

1. 趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い当該条例の関係部分について、所要の改正を行うものでございます。

2. 内容でございますが、地方税法等の改正に伴い、関係する都市計画税についての文言等の整理を行うものでございます。

3. 施行期日等につきましては記載のとおりでございます。また、新旧対照表につきましては、次ページ以降に記載しております。

ただいま御説明申し上げましたが、都市計画税条例の改正につきましては、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付をもって専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 これは、先ほどの専決処分の内容と関連して文言整理という形になったということで捉えてよろしいですか。

○稲垣一寿税務課長 そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

報告第2号網走市都市計画市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案資料23ページを御覧願います。

議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

1. 趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2. 内容でございますが、1点目は固定資産税に

係るバイオマス発電設備の軽減措置の規定で、一般木質などを燃料とする出力が1万キロワット以上、2万キロワット未満の設備の課税標準の割合を3年間、3分の2とするわがまち特例の規定について、地方税法の改正に伴い参酌基準である7分の6に変更するものでございます。

2点目は、固定資産税に係る一体型滞在快適性等向上事業の軽減措置の規定で、市町村による街路や公園などの公共施設の整備と併せて、周辺の土地所有者などが民有地を公共的な空間として整備した場合の固定資産税の課税標準の割合については、5年間2分の1とされていたものが、わがまち特例の新設により、3分の1から3分の2の範囲で定めるとされたことから参酌基準の2分の1とするものでございます。

3点目は、地方税法等の改正に伴い、関係する市税についての文言等の整理を行うものでございます。

3. 施行期日等につきましては、記載のとおりでございます。また、新旧対照表につきましては次ページ以降に記載しております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 質問させていただきます。

2番目の一体型滞在快適性等向上事業についてなんですが、これの何ていうのでしょうか、民間の方というか市民の方への周知はどのようになさっているのでしょうか。

○稲垣一寿税務課長 ただいま御質問のありました、一体型滞在快適性等向上事業の関係でございますが、まず、この事業におきましては、市町村が都市再生整備計画というものを区域設定いたしまして、その中に滞在快適性等向上区域というものを重ねて設定します。その区域内での事業であれば、こちらの税法上の軽減に該当するという事で、そちらの都市整備のほうとしての周知は、事業計画、現在網走市ではありませんので、特に税法上の関係の周知も考えておりません。

○深津晴江委員 せっかく条例改正されるのですが、周知して、都市整備に関わって公園とかっていうところで民間の方がいいよということであれば、税制的に優遇を受けられるということなのかなというふうには理解するのですが、市民が知らないと思うのですが、もしその都市計画に基

づいて関係するときには、何ていうのでしょうか、周知してこういうふうな税制を受けられますよというところでやるということですか。

○秋葉孝博企画総務部長 まず初めにですね、この事業に取り組むかどうかということがございまして、網走でいくと想定ですけれども、例えば川筋ですとか4条ですとか、そうした都市計画の整備事業があつて、仮にその事業をやるということになればですね、市民の皆さんに御協力をいただく必要もありますので、そうした事業に取り組む際に税制についてはこういう軽減措置がありますよというような説明になると思います。

現状としては、そういった計画を持ち合わせておりませんので、現状として市民の皆さんにお知らせするという事は考えておりません。

○深津晴江委員 現在はやっていない、今のところ計画もないってということで、ただこういう法的な条例、市税条例については整備しますよっていうことでの理解でよろしいですか。

○秋葉孝宏企画総務部長 基本的に地方税法の改正がありますので、市税条例もそれに合わせた改正を行うと。前段でちょっとお話がありましたが、該当する件があるかないかは別にしまして、税制的には整えなければいけないということです。

○深津晴江委員 理解いたしました。

これから、多分活用される方が出てくる税制なのかなっていうところは理解いたしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 1のところの改正内容のところでバイオマス発電設備でということで書いております。網走には、能取漁港にバイオマスの発電所があるわけですが、ここについては、対象になるのかそれともならないのか、その辺もうちょっと詳しくお知らせください。

○稲垣一寿税務課長 ただいま御質問のありました、網走市におけるバイオマス発電設備が対象になるのかどうかということでございますが、今回の地方税法の改正によって、バイオマス発電の設備につきましては、出力が1万キロワット以上、2万キロワット未満という要件が設定されております。

網走市で現在稼働しておりますバイオマス発電設備につきましては、いずれも1万キロワット未満ということで今回の改正要件には該当いたしません。このため、当市の税額においても影響はないと認識しております。

○松浦敏司委員 その辺、ある程度わかったのですが、網走の今あるバイオマスの発電は何キロワット発電しているんでしょう。

○稲垣一寿税務課長 網走市におきましてのバイオマス発電でございますが、能取港町のほうで1号機、2号機、3号機とございます。1号機につきましては、出力が1,995キロワット、2号機と3号機、こちらにつきましては、両方とも9,900キロワットとなっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

いや、何か見事にこういった、想定しているかのような状況は見えましたけれども、いずれにしても対象でないということはわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第4号網走市都市計画市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案資料28ページを御覧願います。

議案第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

1. 趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2. 内容でございますが、1点目は都市計画税に係る一体型滞在快適性等向上事業の軽減措置の規定で、先ほど御説明申し上げました固定資産税のわがまち特例の新設と同様でございます。

2点目は、地方税法等の改正に伴い関係する都市計画税についての条項の整理を行うものでございます。

3. 施行期日等につきましては記載のとおりでございます。また、新旧対照表につきましては次ページに記載しております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料49ページ、資料9号を御覧ください。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

1の目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、令和2年度及び令和5年度に策定した辺地に係る公共的施設の総合整備計画について本年度の事業の追加に伴い、計画の変更を行うものでございます。

2の総合整備計画の概要でございますが、(1)の計画期間は、令和2年度から令和6年度までは、音根内辺地、中園と昭和、東網走で構成する中和東辺地、令和5年度から令和9年度までは、能取と平和地区で構成する能平辺地でございます。

(2)の計画内容は、事業を追加するものは、道路改修に係る事業として音根内辺地の山里、浜小清水線で2億7,600万円、中和東辺地、昭和呼人線で2億2,200万円を追加しようとするものでございます。

次に事業を変更するものは、中和東辺地のスクールバス更新で2,245万6,000円の追加、能平辺地の西能取南線で1億100万円を追加しようとするものでございます。

本計画は、北海道知事との協議が整っておりますので、今回、御審議の上、議決を頂きました後に総務大臣に提出することとなります。このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第1号中、農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業について説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 議案資料1号の5ページを御覧願います。

農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除作業を行った圃場の耕作者に対しまして、防除協力金を支払うための追加補正でございます。

本年度当初予算におきまして、対抗植物の植栽による防除を行う耕作者、4圃場12.7ヘクタールに対して防除協力金の支払いを計上しておりましたが、今回、秋まき小麦収穫後、対抗植物の植栽による3圃場13.83ヘクタールを追加して行うこととなったため、補償費225万5,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は、補正前の額990万8,000円に補正額225万5,000円を追加し、補正後の額を1,216万3,000円とするもので、財源の内訳は全額が道補助金でございます。

(2)歳入予算は道支出金で補正前の額954万8,000円に補正額225万5,000円を追加し、補正後の額を1,180万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 これによって、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除対象となる圃場の中でどの程度、これで終了することになるんでしょう。

○古田孝仁農林課長 今回、追加させていただきます3圃場を含めまして、当初のときに行っている4圃場の合わせて7圃場でございます。残りはゼロ、全て対応中ということになっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、議案第1号中、農業振興費、麦・大豆生産技術向上事業補助金について、説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 議案資料6ページを御覧願います。

農業振興費、麦・大豆生産技術向上事業補助金の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、農業者団体が行う、小麦、大豆の生産基盤の強化と安定した供給体制を構築する取組を支援するための補助金の追加補正でございます。

補助内容は7ページの3. 事業実施主体別内訳表に記載のとおりでございます。

対象となる作物は、小麦、大豆で支援対象者は、11の機械利用組合と4つの法人の合わせた15件でございます。

それぞれ取り組む内容は、反収の増加、作付面積拡大を図るために行うスマート農業技術の活用、土壌検診に基づく土づくり、効率的播種技術の導入、排水対策等でございます。

2の補正額に戻りますが、(1)歳出及び(2)歳入ともに1億339万3,000円を新たに追加補正するものです。財源は、全額が道補助金でございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 確認させてください。

まず、対象が農業者の団体っていうふうになっていまして、法人、組合っていうことなのですが、これについては、麦、大豆、とてもこれから網走市が力を入れていく作物なのかなというふうに考えておりますが、個人の農業の方もいらっしゃると思うんですが、その方への恩恵はないのでしょうか。

○古田孝仁農林課長 こちらが国の補助事業を活用しているものでございますが、そちらの要綱上ですね、事業の実施主体になり得るものといまして、農業者の組織する団体、その場合は受益農業従事者5名以上ですとか、あと地域農業再生協議会ですとか、そういう団体というのが挙挙されておりまして、その中に個人の1人の農業者というものは想定されていない、設定されていないという状況でございます。

○深津晴江委員 理由は大変理解できました。やは

り、国の制度ですので、それに合わせてということなのですが、もちろん組合とか法人に入っている方もいるのですが、個人で行っている方も網走市には存在しているのかなというふうに思いますと、それについては網走市で何らかの助成というのでしょうか、補助っていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○古田孝仁農林課長 市内ではですね、一般的に全体的にはJA農協さんに加盟している組合さんがそれぞれ個々で行っているけれども、JAに加盟していると。今回、機械利用組合というのものもそれぞれの地域ですとか、そこに応じてですね、それぞれの中で個人で経営されている農家さんが寄り合って組合を組織しているということでございますので、大規模、通常営農しているというような農家さんにつきましては、それぞれの機械利用組合であったり、そういう農業者団体のほうを組織して国の制度を活用しているという状況でございます。

○深津晴江委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 非常に今の網走の農業状況でいうと、国全体でいうと、お米が足りなくなってきたような状況もあったり、いずれにしてもその自給率が上がっていないという中で、こういう取組をしていくということは大事なことかなというふうに思います。

それで、作付面積の関係でいうと、麦類、そして、今、大豆っていう具体的に名前出ているんですけども、この作付面積っていうのは、今、増えているのでしょうか。その辺ちょっと、わかる範囲で教えていただければ。

○古田孝仁農林課長 まず、麦類で申しますと、令和5年度には2.8%増加、前年度よりしまして、令和6年度につきましては、ほぼ横ばいの0.7%増の1万2,306ヘクタールという状況でございます。

一方、豆類、大豆になりますが、大豆につきましては、令和6年が435ヘクタールということで、これはちょっと古くなりますが、平成27年度と対比したら約6倍の面積になっているということで、拡大傾向ということになっている状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

今、網走で言えばこれまで畑作3品を中心として、やっってはきているということで、当然、豆類なんかも作ってはいたんだけど、そういう意味では、気候も非常によくなってきたということもあつ

て、豆類なんかもいいのかなというふうに思います。

いずれにしても大事な取組だというふうに思いますので、引き続き努力をしていていただきたいと思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 補助率がですね、100%という非常にありがたい補助の事業だというふうに思います。

今、松浦委員からもあったように日本の農業、やっぱり自給率も拡大をしながら、しっかり守っていかねばならない大切な事業ですから、そういう意味で大豆等も、また生産基盤を増やしたい。これビートの転作の対象になって奨励をしているかどうか私もわかりませんが、それでこの事業のですね、手続的なことでちょっとお聞きしたいのは、これはこういう事業があるからどうですかという、農協も含めて声かけをして要望が上がってきたことをまとめているんだというふうに思うんですが、補助率が100ですから、国の採択もかなり厳しいかなと予算枠も含めてそう思うんですが、これは要望で上がってきたものが全てクリアされた今回の事業なのか、まだ、大分残っているのかどうかも含めて現状を教えてくださいたいと思います。

○古田孝仁農林課長 まず、国の補助制度でございますが、結果として10分の10という事業費に対しまして補助率になっておりますが、単価の上限というものが設定されておまして、様々な取組があるのですが、10アール当たり1万円が上限ということで、キャップのほうはされているという状況でございます。

それで、地域からそれぞれの要望に対しまして、どの程度対応しているかでございますが、農協を通じて事業について周知、募集をして提出申請のありました事業につきましては、全て補助が採択されているという状況でございます。

○山田庫司郎委員 非常にありがたいというふうに思います。

それで、これもあと何年続くか私もわかりませんが、きっと来年度も今年度によって聞き取りしながら、来年度また予算要求の流れになるのだろうというふうに思いますから、ぜひ上手に活用してですね、整備を進めていただくよう要請をさせていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、農業振興費、産地パワーアップ機械導入事業補助金について説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 議案資料8ページを御覧願います。

農業振興費、産地パワーアップ機械導入事業補助金の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、農業者団体が麦、大豆の生産を拡大するために行う農業機械の導入を支援するための補助金の追加補正でございます。

補助内容は、9ページの3. 事業実施主体別内訳表に記載のとおりです。対象となる作物は、小麦、大豆で支援対象者は、1つの法人と4つの機械利用組合でございます。それぞれ取り組む内容は、労働時間の削減、反収の増加、作付面積の拡大を図るために行うコンバイン等の導入でございます。

2の補正額でございますが、（1）歳出及び（2）歳入ともに、1億3,897万5,000円を新たに追加補正するものです。財源は全額が道補助金でございます。

説明は以上でございます。

○古田孝仁農林課長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ここに麦、大豆の生産を拡大するために行うというようなことであります。とりわけ、国内でいうと麦も大豆も圧倒的に生産が足りない、自給率が低いという状況だと私は認識しているのですが、ここに拡大するというふうに書いているので、あえて聞くのですけれども、拡大というのはどの程度まで拡大をしていこうというような、計画みたいなものはあるのでしょうか。

○古田孝仁農林課長 面積の拡大ですが、農地の面積も限られておりますので、その中で輪作体系とかを踏まえた上ですね、可能な限り拡大していくということでございますが、今回、機械導入に当たりまして全てが作付の拡大というものではなくて、労働時間の削減のためということを目標としてですね、取り組んでいるものもございます。今回、作付面積の拡大の面でございますと、1件、豆類というこ

とでそれを目標を設定して取り組むという内容でございます。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

それでやっぱり輪作体系っていうのが非常に大事だというふうに思います。これが崩れるっていうのが畑にとってはよろしくないわけで、それで麦も大豆も、地上といいますか、地上作物なんですけれども、いわゆるビートなんかも作付を削減していくというような方向もあったりして、いわゆる土の中にできる芋とかビートとか、そういったものもちゃんと輪作体系をつくっていく、そういう中で計画的にやっていかないと、土地にいろいろと障害が出てくるということなんですけれども、その辺のいわゆる、考え方というのはどんなふうに思っているんでしょう。

○古田孝仁農林課長 当市は3品を中心に輪作体系を組んでいるということで、やはり根物という芋ですとかビートというものも、畑をきちっと適正に維持していくためには必要な作物と認識しておりますのでその辺はしっかり取り組んでいきたいと思えますし、またその辺の扱いにつきましては、J Aと話をしながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号中、農林水産部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時53分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に議案第1号中、観光振興費、オホーツク網走マラソン開催負担金について説明を求めます。

○井上博登観光課長 議案資料10ページを御覧ください。

令和6年度一般会計観光振興費、オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、本年3

月に第10回の記念大会に向けて、市内金融機関より受領した寄附金を活用し、オホーツク網走マラソン開催負担金の経費を追加補正するとともに、オホーツク網走マラソンに対するスポーツ振興くじ助成金、通称t o t oの交付決定に伴い、その財源を補正するものであります。

次に2の補正額についてですが、歳出予算は記載のとおりで、補正前の額1,530万円、補正額300万円、補正後の額1,830万円、歳入では、産業振興基金から当該寄附金の繰入金として300万円、諸収入として、スポーツ振興くじt o t oの助成金800万円の財源補正を行い、一般財源の所要額を800万円減額しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 ちょっと、確認を含めてになるかもしれませんが、6月議会の開会冒頭、市長からマラソンの申込状況も報告がありまして、ある程度順調にいつているのかなというふうにちょっと私自身思っていますが、再度、何人今の段階で募集しているかお聞かせいただきたいのと、10回の記念開催になりますので、ワイナイナさんはちょっと来れなくなったというお話は聞きましたけれども、何か特別な新たなイベント、この10回に当たってやることになるのかどうか含めて、300万の追加の中身になるのかかもしれませんが、教えていただければと思います。

○井上博登観光課長 まず、エントリー状況についてでございますが、昨日現在でフルマラソンで2,289名、昨年比でいきますと、同日比で比較しますと792名の増です。5キロコースについては173名、昨年より32名増です。3キロコースについては59名で昨年より29名増加しておりまして、合計で現在2,521名のエントリーをいただいております。

昨年と比較しますと、増加率でいくと151%ほどの増加率となっているところで、このまま順調にいきますと、フルマラソンにつきましては、定員に達するエントリーをいただけるのではないかというふうに考えております。

続いて、今回の補正の関係の活用方法等についてですが、今回は、10回記念大会の特別企画としまして、現在ちょっと実行委員会での事業として活用ということにはなってしまうかもしれませんが、網走の特産でありますホタテを提供するエイドの新設

ですとか、あとはコンディショニング栄養食の設置、ランナーを楽しませる表示看板の製作など、コース内のエイドステーションを充実させるほか、網走マラソンにちなんだカレンダーを作成、配布をしましてエントリーされた方に網走マラソンの開催を待ち望んでいただけるような取組も行っていきたいと考えています。そのほかですね、救護ベッドですとか、パイロンバー、荷物受入棚など、そういったものを購入しまして新たな備品の購入ですとか、一部備品の更新も行いまして、参加者のさらなる満足度や賑わい向上に努めたいと考えております。

○山田庫司郎委員 ありがとうございます。

10回で成功ということには、これを節目にですね、また活発になるよう要請も含めてさせていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 すみません。確認させてください。

t o t oの交付金、助成金が決定したので、800万円を雑入から一般財源にということで、ここはわかるのですが、結果的に基金の繰入金金ということで300万を増やすということでお間違えないですか。

○井上博登観光課長 今回につきましては、今年の3月ですね、市内の金融機関のほうから網走マラソンと流水まつりのさらなる盛り上げに活用してほしいということで寄附を受領いたしましたので、その300万円というのはプラス300万円ということで計上しております。

○深津晴江委員 市内業者さんからの寄附があったので、基金繰入金にして、そこを使うよということで理解してよろしいでしょうか。

わかりました。ぜひ10回大会の成功、私も期待しております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号中、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第1号中、道路橋梁費、道路維持作業車整備事業について、繰越明許費補正、債務負担行為補正が関連しておりますので、

併せて説明を求めます。

○近藤賢都市管理課長 議案資料1ページ、資料1号を御覧ください。

令和6年度一般会計道路橋梁費、道路維持作業車整備事業の債務負担行為の廃止及び令和6年度一般会計補正予算道路維持作業車整備事業について併せて御説明いたします。

3番目の債務負担行為の補正であります。令和6年3月21日に議決となりました道路維持作業車譲渡契約、令和6年度分1,560万8,000円の債務負担行為につきましては、北海道備荒資金組合の借入を活用する予定でした。

しかし、資材不足などの理由で、ダンプ部分の架装が間に合わず、令和7年3月までの期限内の納車が不可能であるとのことから、指名業者全てが入札を辞退され入札が中止となり、備荒資金を活用できなくなったため、本件債務負担行為の廃止をするものであります。

続いて資料1号の11ページを御覧ください。

令和6年度一般会計道路橋梁費補正予算、道路維持作業車整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。納期の遅延に伴い、事業の完了が年度内に見込めないこととなり、北海道市町村備荒資金が活用できないことから車両購入に係る購入費用を追加補正するものです。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから事業費の一部を翌年度に繰越しします。

2の補正額であります。補正前の額744万4,000円、補正額が1,370万9,000円、補正後の額が2,115万3,000円となり、財源の内訳は記載のとおりです。

3の繰越明許費の内訳であります。当該車両購入に係る費用1,395万2,000円について、翌年度に繰り越すこととし、財源は記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 道路維持作業車4トンダンプが用意できないというか、生産ができない、間に合わないというのが、ちょっと何か信じ難いような状況で一般的にある車なので、そういうふうに資材がそろわないのかというふうに言われれば、それまでなのかもしれないのですけれども、ちょっと何か信じ難

いような状況だと思うのですけれども、それだけの、どこのメーカーかわかりませんがそういった状況が今、日本の自動車産業で起きているということなのでしょうか。

○近藤賢都市管理課長 今回ですが、車のほうはあるということなのですが、ダンプの架装をする、そのメーカーの人手と資材が不足していて、他にもですね、そういった架装の仕事が間に合わないという事例が発生しているというふうに伺っております。

○松浦敏司委員 やむを得ないのでしょうか。
わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 これ新年度予算ですから、予算が通って4月か早い時期にですね、発注といいますか、作業は進めたのだと思いますが、その発注の作業が遅れたっていう意味ではないのでしょうか。作業が遅くなっていて、いざ動き出したときにそういう状況になったということではなくて、早めに進めていたけれども、今の説明の内容で備荒資金が使えなくなったということではよろしいのかなんですが。厳しく聞かせてもらいますけれども。

○近藤賢都市管理課長 本件につきましては、債務負担行為をいただきまして、令和6年3月21日付で議決を得ておりますので、その後、発注に入る準備を進めておりましたが、その段階で架装が間に合わないということで、令和7年度中の納車は難しいということになりました。令和6年度です。すみません。

○山田庫司郎委員 だからね、発注に着手するのが遅れたからということが要因ではないんでしょうということ。

○近藤賢都市管理課長 遅れたわけではないというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 いや、それが原因ですとこれね、ちょっと厳しい状況になるかなと思うのですが、要するにうちとしては備荒資金でですね、備荒資金のそちらのほうで一時購入をしていただいて、それを今度、市が受け取るということで5年程度の利息をつけて、備荒資金を使ってこうやって購入する場合もあるのですが、今回、備荒資金が使えなくなると。一般財源と起債で今度買うことになるのですが、これやっぱり大分、金額の差っていうのはあるのでしょうか。備荒資金のほうが安いから、使えるときは使っているのだらうというふうに私は単純

に思っているのですが、やっぱりこれ備荒資金が使えないで一般財源等、起債でね、買うようになれば、幾らかやっぱり割高になるのかなんですが、その辺の試算はしていますか。

○井戸達也委員長 暫時休憩します。

午前11時6分休憩

午前11時13分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

質疑に対する答弁から。

○近藤賢都市管理課長 当初予算では金利的に有利な備荒資金を活用することとしておりました。

なお今回、市債を活用することとしたのですが、どちらもそんなにさほど費用は変わらないのですが、当初としては、有利な備荒資金を設定して予算要求したという流れでございます。

○山田庫司郎委員 備荒資金のほうが無駄に利用されても有利だということで利用できればいいという考え方はあったけれども、こういう状況ですから、そうなんでも原課としては、やっぱり必要な4トンダンプの作業車だと。そういうことも考えますと、大きな金額に差がないというふうに判断させていただきますから。ただ、繰越しをしますから、原課のほうはもう1日も早く欲しいというふうに思っているはずですから、繰越しになるからって、また再来年の3月とかっていうことは極端な話ですが、ないようになだけお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号中、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第2号令和6年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料22ページ、資料2号を御覧いただきたいと思います。

議案第2号令和6年度網走市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由でございますが、導水管更新事業

の事業費の一部に対し、一般会計から出資を受けるため、資本的収入予定額を財源補正するものでございます。

導水管の更新につきましては、事業費の3分の1を生活基盤施設耐震化等補助金、残りの3分の2が地方負担となっております。地方負担3分の2のうち、国の水道管路耐震化事業に関わる地方財政措置の対象となる部分について、昨年度まで一般会計から出資を受けておりましたが、令和6年度予算編成時点では、制度の継続について決定されていなかったため、地方負担分全額を企業債として計上しておりました。

年度開始後、地方財政措置につきまして一部算定方法を見直した上で5年間、制度を継続する旨、国のほうからの通知を受けまして当市の事業も要件を満たすことが確認できましたことから、一般会計側に出資の要望を行いまして、実施する旨の回答を頂きました。

今回の財源補正につきましては、一般会計からの出資額7,370万円について出資金として計上をし、その相当額7,370万円を企業債から減額しようとするものでございます。

なお、補正後の令和6年度の導水管更新に係る事業費5億5,050万円の財源内訳は、補助金1億8,350万円、一般会計出資金7,370万円、水道事業会計負担分として企業債等で2億9,330万円となります。

2. 補正の概要でございますが、(1) 資本的収入の中段、第1項企業債を7,370万円減額し、下段、第3項出資金を7,370万円計上しようとするものでございます。

なお、既決予定額、補正後予定額につきましては、資料記載のとおりでございます。

(2) 企業債限度額につきましても、資料記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第2号令和6年度網走市水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定しました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、本定例会で付託された請願、要請の審査を行います。

それでは、請願第11号2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○山田庫司郎委員 地方財政の確立の請願内容です。

網走市議会としてはですね、議論をいただき、全議員のですね、やっぱり地方の財政の確立というのは大事だろうと。地方自治体として一番の根幹に関わる問題ですから、そういう意味で御理解をいただいて、ずっと採択をしていただいているというふうに考えています。

ここにもあるようにですね、今、国の借金も非常に増えていまして、一つ心配もしていますけれども、やっぱり地方あつての国だというふうに思っていますから、そういう意味でやっぱり地方の財政の充実と強化というのは、国でもしっかりやっていただかなければ、私はならないというふうに思いますので、ぜひ今回もですね、皆さんに御理解いただいて、採択をぜひしていく方向でお願いをしたいというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに。

○松浦敏司委員 私もこの請願については、採択すべきだというふうに思います。

今、山田委員も言われました。そして、この記の中に正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化というようなことも入っておりまして、今まさに人手不足という中でありますが、非正規で働く労働者もたくさんいらっしゃるということもあって、いろいろな面も含めて、今のこの地方財政の充実、強化を求める意見書というのは理解できますので、採択でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、いいですか。

継続、不採択の御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この請願第11号2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出については、採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 それでは続きまして、請願第12号2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審査をいたします。

この請願について皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○澤谷淳子委員 こちらの請願ですけれども、採択でよろしいと思います。

やはりまだ北海道の最低賃金も1,000円に到達していない状況でありまして、こちらの下の方のところにも1,073円を下回らないということで、1,000円を目指していったと思うんですけれども、こちらは採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに。

○松浦敏司委員 私も採択ということでもいいかと思います。

働いても、貧しい暮らしを余儀なくされている人たちがたくさんいるという中で、まだ北海道では1,000円に満たない最低賃金ということで、そういう意味でも、ここで言っている内容は全く理解できますので採択ということをお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに、御発言ございませんか。

○山田庫司郎委員 2人の委員から、採択の方向でという力強い御意見を頂きました。

私もですね、ぜひこの最賃については、網走市議会としてもこれ、ずっと採択をしているというふうには私も認識をさせていただいています。皆さんから出たように、本当に非正規と正規があるっていうことも一つ問題ではあるのですが、非正規の方と、自分のやっぱり働き方というのは、好きに選べるわけですから、その最低だけはきちっと守らなければ私はならないだろうとこんなふうに思います。

それと今、人手不足から人材不足を含めて大変、全ての業界が苦勞しているということになるとですね、やっぱりこの賃金の保障というのは非常に大事だろうとこんなふうに思いますので、ぜひ今回も採択をしていただければと。賃金は確かに春闘でかな

りの部分が上がってきたっていうふうに報告があるわけですが、まだ中小や本当に非正規で働いている方たちにはなかなかその恩恵が与えられていない状況もありますし、上がっても25か月連続で物価より賃金は低いという状況なんです。そういう意味でやっぱり最賃をしっかりと取り組んでいただくよう私もぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ただいま、3名の委員から採択の御意見を頂きましたが、ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

請願第12号2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 続きまして、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書提出要請について審査をいたします。

この要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 こちらも、このゼロカーボン北海道の実現に資する云々と書いてありますけれども、採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに。

○深津晴江委員 私も、採択でお願いいたします。

やはり、ゼロカーボン北海道をしっかりと進めていくことがこれからの環境、とても重要かと思うので採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま、2人の委員から採択の御発言がございました。ほかに不採択、継続等の御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書提出要請については、全会一致により、採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

○井戸達也委員長 続きまして、次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書提出要請について審査をいたします。

この要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これは私どもが要請したわけですが、私たち日本国には憲法9条というのがあって、そういう中であって政府は3月26日、日本、イギリス、イタリアが共同開発、そして生産する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を可能にする。閣議決定がなされたということでありまして、これまで日本政府が掲げてきた武器輸出3原則ということからも、やはりこれに反するというようなことでありますので、これはぜひ、今私たち日本国民は戦争をする国ではなく戦争を放棄した国ですから、そして、そのためには、戦争しないための努力こそが必要だと。それは何よりも、外交を通じての話し合いというようなことが平和を守る大きな役割を果たすものだというふうに思いますし、唯一の方法だと思います。そういう意味で、こういった次期戦闘機というのを輸出するということについてはやるべきでないというふうなことで、ぜひ、この意見書要請について、採択をお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 今、共産党議員団さんから出されているものなんですけれども、そもそも、有事に際して敵を追い払う作戦を実行するためには、航空優勢を保つことが専守防衛の要と思っております。そのためには、より遠く、より遠方で攻撃に備える必要があって、戦闘機にはそれを支える重要な役割があるということを思っております。殺傷兵器と書かれていますと、大変ちょっと耳が痛いなというところはありますが、そもそもこの中段の①、②、③を盛り込んだのが、政府自民党は当初、共同開発商品全般の輸出解禁を模索しておりましたが、公明党の反対によって範囲が限定されたものであります。

しかもこの範囲、これを見ても、何かバンバンどこにも輸出していいような書き方に見えるのですが、もともと輸出先は、国連憲章の目的と原則、自らは攻めない、防衛のみ、日本と同じですね、に適合した使用を義務づける国際約束の締結国に限定するというのを盛り込んでいる意味です。

例えば、アメリカ、イギリス、オーストラリア、インドとか要するに、そういうところ15か国に限定するということです。

だから、ロシアやウクライナや、そういうところにはもちろん、なおかつ、武力紛争の一環として、現に戦闘が行われている国は除外するというのは、そういうところには輸出しないということです。で、きっちり、3つのこの①、②、③が盛り込まれたというのは、この閣議決定に公明党がいたということは、大変大きなことであると自負するところでございます。

また一部、野党からも公明党が様々な難問を乗り越えブレーキをかけながらも、この輸出の門戸を開いたのは高く評価したいということで、発言をいただいております。

また、有識者の方も、この公明党の盛り込まれたことの歯止めが盛り込まれたというのは、非常に大きいことであるというふうに評価を受けているところでは。

ですので、これを提出するということは不採択をお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

○山田庫司郎委員 御意見が2人からそれぞれ違う立場で出たのだというふうに思いますが、私もですね、ここに書いてあるように私の時代なのかもしれませんが、武器輸出3原則っていうのは本当に三木内閣のときに国会全体で、これは承認した大事な私は3原則だと思っています。それが安倍さんの時代にですね、いつの間にか何か知らないけれども、武器が輸出できるような話になってきてしまいました。

今、澤谷委員からもありましたけれども、確かに歯止めをかけていると言いますが、ここにもあるように何かあったときには国会の中で議論しないでですね、現政府の中で決められるのですよ。そういうやっぱり議論というのは、私はよくないと思いますし、公明党さんから評価がありましたというお話がありましたけれども、平和の党、福祉の党の公明党さんがこういう形で今やっているというのは、私はちょっと残念に思うところがあるのですが、ぜひ、この動きをやっぱり封じ込めないと、これからどんどん拡大を私はしていくと思います。戦中に近いと、私は戦中の経験がありませんからわかりませんが、どんどん今、形が変わってきています。そういうところにやっぱりしっかり私は着目する意味で

も、この意見書については、しっかり採択をして、網走市議会として国に物申していくということが私は大事じゃないかとこんなふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ありませんか。

○石垣直樹委員 この次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書については不採択でございます。

日本、イギリス、イタリアが共同で開発を進める第6世代戦闘機の開発を遅らせる可能性があるものでございます。歴史を振り返ると、軍事技術が民間に提供をされたということは多数ございます。インターネットもそうでございます。どんどんどんどん新たなものを開発していくことが、民間にも生かされますし、また国を守ることにもつながると思っております。

この意見書については全くもって採択できません。不採択です。

○井戸達也委員長 ほかにございませんか。

○松浦敏司委員 これだけ意見が真っ二つに分かれているわけですから、議員間討論しても無理だなというふうに思います。

ただ先ほど、山田委員も言いましたようにこういった大事なことが国会でしっかり議論されていないということです。閣議決定だけで決めてしまうと、これは非常に恐ろしいことです。何のために国会があるのかということです。国会の中で十分議論をして、そして議論が果たされて、その結果としてというのであれば、まだ許せますけれども、これは閣議決定ですから、いわゆる政府与党の代表の大臣たちがそういう場で決めたというだけの話で、それを本来、日本政府がやってはいけない戦闘機を造るだとか、あるいはそれを殺傷能力のない戦闘機なんて聞いたことはありませんし、そういう意味では、全く私は、不採択というふうに意見を言われた方については、その辺をぜひ考えて欲しかったなというふうに思うところです。

意見が一致しないようですから、これ以上は言いません。

○井戸達也委員長 それでは、ただいま採択2、そして不採択2ということでございます。

この件については、全会一致を見ないため継続という形を取りたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

す。

○井戸達也委員長 続きまして、核兵器禁止条約への参加、署名、批准を行うことを求める意見書提出要請について審査をいたします。

この件について皆さんの御発言をいただきたいと思っております。

○山田庫司郎委員 これも非常に大切な問題です。

日本は唯一自慢になることではないですが、悲しい過去ですが、唯一、世界の中で被爆国です。そういう意味でこの核のですね、禁止条約ができたわけですが、日本は、やはり安保条約の下に、傘下の中にいるということで遠慮しているのか、動きが取れないのか私はわかりませんが、署名も批准もできないと、こういう見解を国が示していますが、私はやっぱりそういう、日本は過去を背負っているわけですから、絶対核はいけないということは、私は日本の国民というのは、共通認識に立てるのだろうというふうに思いますから、その思いをやっぱり国がですね、きちっと整理をして、署名をですね、批准も含めてしていくべきだというふうに私は思いますから、ぜひこの意見書採択の方向でお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員 この意見書の要請についても私も私どもが提出させていただきました。

日本という国は、世界で初めて核兵器による被害を受けた国です。広島、長崎、そしてそのあとビキニ環礁でのマグロ漁船の被爆というように、実際にはもう3回もなっていると。原発事故を含めると、さらに増えるわけです。いずれにしても、この核兵器というのは、どれほど残虐なものかということは言うまでもありません。そういう中で唯一の被爆国である、戦争被爆国である日本政府がこの核兵器禁止条約に参加もしない、署名もしない、批准もしないというのは、これは世界の中でも理解されないと思います。そういう意味で今、ウクライナでロシアがこの核兵器使用もちらつかせる、今、イスラエルもそのことを否定しないというようなことで、そういう意味では核兵器があることによって、それが戦争を抑えるために役に立つんだなどというふうに核の傘論というのはありますがそれは全くの間違いで、核の傘などということで平和は守れない。それは核兵器があるからこそ、あるからなわけで、核兵器があれば使うということにつながってしまうという意味では、核兵器を一切使わない、製造もしない

い、ここにたくさん書かれています、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、こういうふうな形で核兵器に対する厳しい批判と同時に、今、条約の中で書かれているという点では、非常に重要なことだというふうに思いますので、唯一の戦争被爆国である私たち日本国民も、そういうことを政府にぜひ求めるべきだし、この網走からもそのことを求めるべきだというふうに思いますので、ぜひ採択をお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに。

○澤谷淳子委員 今2人の委員の御意見に、この核兵器禁止ってというのは本当に何も反対するものではないと思いますが、今ここで公明党の考えをちょっと言わせていただきますと、やはり現実的に日米同盟はある、これは守ると考えております。今は、もうこれにちょっと採択を応じるということはできないのですが、段階的にステップアップしていくことを、これからやっていこうという認識でございました。特に、昨年の12月にも核兵器禁止締約国会議と言うのでしょうか、それも行われまして、そこには、35か国のオブザーバーとして参加したNATOと言うのですか、北大西洋条約機構の加盟国のドイツやベルギーなどもオブザーバー参加していたのですよね。それに日本は参加していなかったのですが、そのオブザーバー参加を日本も目指したいという今認識で公明党は頑張っております。決して、核廃絶の、それを禁止条約に反対という意味ではないんですが、この意見書はちょっともう少し時期を待っていただきたい思いもありまして、不採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言。

○石垣直樹委員 この件に関しましては、核兵器禁止条例の参加、署名、批准を求める意見書でございます。

日本共産党議員団の松浦議員、村椿議員から出された意見書かと思いますが、そもそもこの核兵器禁止条例というものはどういったものかと申しますと、2017年に国連に採択されて、2020年に発効に必要な50か国の批准に達したため、2021年に発行されたものでございます。そして、これに関しましては、核兵器のない世界という大きな目標に向け、重要な条約ではありますが、核兵器国は一国たりとも参加していません。ちなみに、核兵器国といえますのは、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中

国の5か国で、核不拡散条約で核兵器国として定義されているものでございます。また、地方自治法第1条その2に書かれております、外交安全保障は国の専管事項ということになっております。ですので、地方自治体、地方議会として意見書を出すのではなく、提出者の日本共産党議員団として、独自に意見書を出すべきだと思います。

不採択です。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

現在、採択2名、そして不採択2名という、御意見でございます。

意見の一致を見ておりませんが、継続という形になろうかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため継続審査すべきものと、このように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時48分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、継続審査となっております陳情、要請の審査を行います。今回で2回目の審査となりますので、結審に至らない場合は審議未了、廃案となります。

それでは、陳情第4号政党機関紙の庁舎内、勧誘行為の実態調査を求める陳情について審査をいたします。

この陳情について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○松浦敏司委員 前回も私、述べましたが、ここで書かれている状況、私どもは少なくとも、そのようなことがないように努めているつもりですし、いわゆる強制するようなこともしておりません。そういう意味で、ここで言われている内容というのは、私どもには直接こういうようなことをしていないということでありまして、この陳情については、不採択、採択すべきでないと考えます。

○井戸達也委員長 ほかに。

○澤谷淳子委員 こちらですね、この記1番のところに書かれているように、やっぱりハラスメントが

というようなことが書いてありますけれども、この言った人はそんなふうに思っていなかったかもしれないのだけれども、精神的に圧力を受けたなっている方もいるやもしれないということで、実態調査は必要と考えております。

ですので、これは採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

採択、不採択と意見が分かれておりますけれども、これについては、全会一致を見ておりませんので、この時点でこれについては審議未了、廃案という扱いにさせていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出要請について審査をいたします。

皆さんの御見解をお示しいただきたいと思えます。

○松浦敏司委員 長々と、いろいろ書かれております。

ただ、これが全く間違いかといえそうでもありませんので、私は、ある意味理解できますので、これは採択すべきだというふうに考えます。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございますか。

○石垣直樹委員 これに関するものは、毎回来るのですけれども、日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書でございます。

中身を見ますと、全くもって理解できません。不採択です。

○井戸達也委員長 ただいまの現状において全会一致を見ておりませんので、ほかに御発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これについては審議未了、廃案という形を取りたいと思えます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出要請について審査をいたします。

御発言をいただきたいと思えます。

○松浦敏司委員 これは今、通常国会で通ってしまったんですよね。

そういう意味では通ってしまったのだけれども、ただ、これを提出している段階では、これは生きていましたのでそういう意味では、本来であれば、これは採択すべきだと私は、言わざるを得ないということであります。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 今、松浦委員のほうからもありましたが、もうこちらのほうは決まりましたので、採択するとか、何ていうのでしょうか、意味がないと思うので。でも、採択しないと分かれないうえね。

不採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 現時点において、意見の一致を見ておりませんが、これについてもよろしいでしょうか。決定して。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

審議未了、廃案という形を取らせていただきたいと思います。

以上で審査は終了いたします。

3件の意見書案を提出するという形を取ります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 55 分休憩

午前 11 時 57 分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

意見書案の内容を御確認いただきたいと思います。

請願第11号2025年度地方財政の充実強化を求める意見書提出についての請願、請願第12号2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書提出要請について、この3件については、全会一致ということで採択すべきものと決定いたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

意見書案の内容についても、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、農作物作況調査の実施についてでございます。

まず、今年度の作況調査の実施について協議いたしますが、最初に実施をするか否か、この辺につい

て、御発言をいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 行ったほうがいいかと思います。

日にちについては後で決めればいいのかというふうに思います。

○井戸達也委員長 ただいま、松浦委員のほうから作況調査を行うということで御発言いただきましたけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次にですね、実施する場合、実施の予定日を協議いただきたいと思いますが、昨年度の日程からいきますと、実施については7月11日の木曜日、午後からという形がよろしいかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。7月11日の木曜日でございます。午後からということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

次に委員外議員の参加を認めるか否かというところでございます。

この件については、例年どおり、委員外議員も認めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

その他日程の変更、日程等の変更が生じた場合は、正副の一任ということで調整してよかったかということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

実施の場所については、ほぼ昨年と同様の部分を考えておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次にですね、行政視察の取りまとめについてでございます。

先日、宮崎県都城市、沖縄県浦添市で行政視察をしてきましたけれども、既に皆様からレポートの提出をいただいております。簡潔にですね、皆さんから、この行政視察についての所感を述べていただきたいと思います。

○松浦敏司委員 時間も迫っております。

レポートを書いておりますので、簡単にしたいと思いますが、今回は2泊3日ということでなかなか強行なスケジュールでした。

ただ、やっぱり都城市の取組というのは、我々の

認識を相当変えるショッキングな、良い意味でのショッキングな内容だったなというふうに思います。やっぱり、中心市街地がああいう空洞化する中でやはり首長の決断で、そこに商業地域とするのではなく、市民の憩いの場にする子育てに役立つ場というようなことで、いろんな図書館も含めてその場所に集積するということで、まさに子育てにはすごく効果があって、若い世代が子供を3人もうける方が増えてきているっていうようなこともあって、やっぱりそういう意味で非常に重要な取組だなということで、これから網走にも生かす必要があるなというふうに感じました。

あと、沖縄の浦添市では桑の葉を使つての取組というのは実に見事なものだったというふうに思います。発想の転換というのが非常に重要だなというふうに思いますし、それが大きな浦添市の一つの産業になっているし、雇用にもつながっている点で非常に感心をさせられたところであります。

いずれにしても担当者の皆さんが非常に熱心であるということも、感じられたところで大変よかったかというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに。

○深津晴江委員 今、大変詳しくお話しいただきましたので、私からも簡潔にお伝えしたいと思います。まずやはり、単発の施設ではなかなか人が集まってこないということが宮崎、都城で証明されたかなというふうに思います。やはり、いろいろと人が動けるように、にぎわいの創出っていう発想が大事かなというふうに思いました。

また、沖縄の浦添市では、特産品、網走もいっぱいたくさんあるのですが、どうやって売りにしていくのかっていうところをしっかりと考えていくことが求められていますし、両町とも、キーパーソンがやはりしっかりとしていたと。何をどう考えてどうまちづくりを進めていくのかということがとても重要なんだということを理解しましたので、今後、生かしていきたいと考えております。

以上です。

○井戸達也委員長 他に御発言は。

○澤谷淳子委員 私も皆さんと全く同意見で感動したポイントもみんなと同じだったなと思いました。

特に都城市は、やっぱり、もう本当にあまりにも先進的すぎて、多くの視察を受入れていましたので、これから網走もああいうふうには、変えること

はできないのですけれども、何かいいものを取り入れていきたいということで、考えさせられました。

また浦添市のおば一の一言でね、捨てられていた桑の葉がもったいないということから産業に、特産品にするんだっていう市長さんの強い強い思いで、そこまですなったっていうのが感動的でした。

いずれも、両方とも市長さんの何ていうのでしょうか、決意がすごかったなという印象が残っております。

以上です。

○石垣直樹委員 今回視察に行かせていただきました。

宮崎県都城市につきましては、官民連携による中心市街地のにぎわい創出について視察しました。行く前にある程度調べて行ったのですけれども、実際に行ってみて、いい意味で期待を裏切られました。物すごくいい取組をしている町でございます。詳しくは、レポートを読んでいただければと思います。

その翌日、沖縄県浦添市に行かせていただきました。島桑による観光産業振興事業について学ばせていただきました。過去にその特産品を全国どこでも作ろうという動きがあった中での本当に成功事例だと思います。本当に勉強になりました。

以上でございます。

○小田部照委員 私のほうからも簡潔に。

まず、宮崎県の都城市であります、他の委員からもありましたように、素晴らしい取組で本当に成功事例ですね。中心市街地に多くの方がにぎわっているという現状を見たんですが、最後にやはり、それだけ人が集まっても、商店街や飲食店への波及がなかなかできないという課題もお聞きしました。これを聞いてやはりこの網走も庁舎がですね、街に建って、果たして本当にどれだけ商店街や飲食店に波及ができるのかとこれ大きな今後の課題であろうと大変参考になりました。

あと、沖縄県のほうもですね、他の委員からもありましたように、非常に苦慮しながら特産品を見出してですね、頑張っていた経緯が見られましたので大変勉強になりました。

ただ、2泊3日という強行なスケジュールが大変。本当に体調不良者も出てですね、みんな苦労したので今後はやっぱりここも1つ、ちょっと予算の関係もあるとはいえ、今後はやはり場所、日程等ですね、もう少し検討も必要だろうと。

以上です。

○山田庫司郎委員 きっと私が最後になると思うのですが、皆さんから出たようにですね、やっぱり、きちっとやっているというか、うらやましい事業というのはやっぱりそれ人がついているんですね。やっぱりいろんなところを見ますと、ああいうやっぱりいい意味での馬鹿な人がいて、一生懸命やっていると。そういう方たちがやっぱりいるということが非常に感動しましたし、都城では図書館長さんが言っていました。市長さんの前では言わないのかどうかですが、何でこれ街のほうの活性化にうまくつながらないんでしょうかねと言ったら、まず人を集めるんですと。その人を無駄にしないのは、お店の方たちが考えればいいのですよねというような話もしていましたけれども、どっちが先にやるかっていうことも含めて、やっぱり考え方だなと、こんなふうに思います。

それとやっぱり沖縄も苦慮されているというふうに思いますが、健康志向の問題では桑の実っていうのは非常にこれから広がるのではないかと期待したいし、先ほども言っていたし、おじー、おばーのもったいない発言からですね、ああいう形に発展していくというのは、非常にすばらしいというふうに思っていて、何か網走に当てはめるものがあればというふうにまたゆっくり考えたいと思います。

○井戸達也委員長 ありがとうございます。

それぞれ皆様から御発言いただきましたけれども、私からも一言お話をさせていただきますと、都城市そして浦添市、非常にいい視察先として、視察ができましたことをお礼申し上げます。皆様の御協力にお礼申し上げたいのと、総じて言えることはですね、民間と行政が一体となった取組というか、人と人がつながることによって、いろんな活力が生まれてくるんだなというところが非常に参考になりました。

網走市の産業もそうですけれども、様々な強みがありながら生かし切れてないというか、なかなか難しいところがございますので、連携とやっぱり官民一体となった取組が今後ますます進んでいくことを我々も考えながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

大変御苦労さまでございましたけれども、まず提出いただいた報告書はフォント等の体裁を整えた上でホームページへ掲載するということにしたいと思っておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

それでは、以上をもちまして総務経済委員会を終
了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時09分